

三田市告示第 73 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

三田市長 田村 克也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称：株式会社カルティブ

所在地：神奈川県横浜市西区高島 2 - 19 - 12 スカイビル 19F

2 指定納付受託者に納付させる歳入

三田市ふるさと納税寄附金

※ ただし、指定納付受託者が運営する決済サービスを利用して申し込まれた寄附金に限る。

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで